

Q6	帰化して日本国籍を取得しました。必要な書類は何ですか？
A6	①戸籍抄（謄）本、②免許証、③収入印紙（登録免許税）1,000円分（本籍地の変更と氏名の変更）が必要です。 なお、帰化した場合は、生年月日が西暦から元号に変わります。
Q7	外国籍ですが、帰化せず結婚し通称名を変更しました。必要な書類は何ですか？
A7	通称名は登録事項ではありませんが、変更希望の場合は、①外国人登録原票記載事項証明書、②免許証を添付し、申請してください。なお、手数料は不要です。
Q8	帰化して日本国籍を取得しました。しかし、以前に結婚をして通称名を変更しましたが、その変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか？
A8	帰化した場合は過去の通称名の変更の手続きを行っていなかったとしても、国籍と氏名の変更についてのみ行えばよいので、必要な書類は①戸籍抄（謄）本、②免許証、③収入印紙（登録免許税）1,000円です。
Q9	保健所の執務時間内に窓口申請することができません。免許証の交付を郵送で申請することはできますか？また、免許証を郵送していただけますか？
A9	郵送での申請及び交付された免許証の郵送の受け取りはできません。執務時間内に保健所窓口まで来庁ください。 どうしても申請者本人が来られない場合は、代理人による申請及び受け取りができます。その際には、委任状等が必要ですので保健所にご確認ください。ただし、免許証再交付申請については、必ず申請者本人が来庁ください。
Q10	転居をして住民票を異動しました。必要な書類は何ですか？
A10	戸籍の変更が無ければ、手続きは不要です。単に住民票を異動しただけでは手続きは必要ありません。
Q11	看護師と保健師の免許証を持っています。結婚して相手方の籍に入籍しました。必要な書類は何ですか？
A11	2種類以上の免許証の籍訂正は、別々のものと考えてください。したがって、①戸籍抄（謄）本2通、②それぞれの免許証、③それぞれに必要な収入印紙（登録免許税）1,000円分×2枚が必要です。 同様に、看護師、保健師、助産師の3つの免許証を持っている場合は、①戸籍抄（謄）本3通、②それぞれの免許証、③それぞれに必要な収入印紙（登録免許税）1,000円分×3枚が必要となります。